

電波のルールを守ろう！

# 不法携帯電話中継装置は 御法度でい！

携帯電話中継装置とは  
電波の届かない地下の店舗やビル内において、携帯電話の通話を可能にする装置です。



## あなたの携帯電話中継装置、 ついていませんか？技適マーク

技術基準適合証明等を受けたマーク（技適マーク）がない携帯電話中継装置の、購入・使用は十分注意してください。  
技適マークがない携帯電話中継装置を使用して無線局を開設すると、不法無線局となり、たとえ知らずに行ったとしても処罰の対象となります。  
技適マークがない携帯電話中継装置を使用すると、携帯電話基地局に障害を与え、また、基地局で使用できる通話チャンネルが大幅に減少するなど、他の携帯電話利用者へ支障を与えることとなります。



※技術基準適合証明には、この他のマークもありますのでご注意ください。  
詳しくは総務省電波利用HPをご覧ください。  
<http://www.tele.soumu.go.jp>

## 設置は携帯電話事業者のみ

携帯電話中継装置を開設・運用できるのは、携帯電話事業者に限られています。個人設置は認められていません。

## 不法無線局は罪になります

不法無線局を開設・運用した場合は、電波法違反となり罰則の対象となります。

1年以下の懲役  
または100万円以下の罰金

## 電波は限りある資源です

不法無線局やルールを守らない無線局による不法電波が、正規の電波を妨害し、これまで使えていた携帯電話が繋がらなくなる、電子機器が誤作動するなどの被害が多発しています。  
電波は目に見えないけれど、限りある資源です。効率よく安心して利用できるよう電波のルールを守りましょう。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください

総務省四国総合通信局

〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5

TEL.(089)936-5051

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>